

第1回岡山県最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和6年7月29日（月曜日）午後3時45分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1-4-1
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室A
- 3 出席者
- | | |
|------------|-------------------------------|
| 公益代表委員 | 片 山 裕 之
益 田 佐和子
米 山 毅一郎 |
| 労働者代表委員 | 小 橋 政 次
高 山 伸 男
西 崎 知 佳 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
鶴 海 元
西 谷 治 朗 |
| 事務局 労働基準部長 | 政 木 隆 一 |
| 賃金指導官 | 中 本 弘 一 |
| 監察監督官 | 諏 訪 雅 浩 |
| 労災補償監察官 | 木 村 弘 之 |

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第1回岡山県最低賃金専門部会を開催いたします。

専門部会委員として最初の専門部会ですので部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めさせていただきます。

専門部会委員の9名の方におかれましては、本日付けで委員に委嘱させていただいております。辞令書につきましては、本日、委員の皆様方のお手元に置かせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、定足数について報告申し上げます。本日は9名全員が御出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしておりますことを報告いたします。

本日御審議いただきます事項について、説明申し上げます。

- (1) 部会長・部会長代理の選任について
- (2) 岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書について
- (3) 岡山県の生活保護と最低賃金について
- (4) 今後の審議の進め方について
- (5) 今後の審議日程について
- (6) その他

でございます。

本日は、第1回目の専門部会でございますので、審議に入ります前に政木労働基準部長より御挨拶申し上げます。

政木部長

さきほどは長時間の本審お疲れさまでございました。

これから県内の最低賃金額について専門部会で本格的に御審議をいただくこととなりますけれども、本審のとおり、目安額は過去最高の50円ということで世間からも非常に注目されております。事務局といたしましては丁寧な調整を心がけたいと思いますので、ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

また、最近コロナウイルスが流行りだしており、委員の皆様におかれましても、暑さやコロナ感染など健康面にご留意のうえ、ご審議いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

木村監察官

議題「(1) 部会長、部会長代理の選任」につきまして、例年どおり公益委員の方々の互選で選任いただくということでしょうか。

(異議なし)

木村監察官

それでは、公益委員の皆様で互選とさせていただきますが、前もって話し合っていたいておりますので、その結果を私から発表させていただきます。

部会長は片山委員です。

部会長代理は米山委員です。

(事務局、「部会長」「部会長代理」の札を机上に置く。)

木村監察官

初めに片山部会長に御挨拶をいただきまして、引き続き議事の進行につきまして、よろしく願いいたします。

片山部会長

部会長に選任されました片山です。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

昨年に引き続き、全会一致を目指して話し合いができたかと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議題に入る前に、本日の専門部会は公労使の三者が揃い公開としています。

ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆様の忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので非公開といたします。

次に、当専門部会の議事録の署名人について決めておきたいと思えます。

岡山地方最低賃金審議会専門部会運営規程によりますと、部会長及び部会長の指名した委員2名が署名するものとされておりますので、部会長の私と、労側は西崎委員、使側は西谷委員にお願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

片山部会長

では、議題(2)に入らせていただきます。

議題「(2)岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書について」は、本日、第508回本審において説明と意見発表がございましたので、専門部会では改めて説明等は行わないこととします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

片山部会長

次に、議題(3)の「岡山県の生活保護と最低賃金について」、事務局より説明してください。

木村監察官

先ほど、本審の目安の伝達におきまして、全国的に生活保護と最低賃金とのかい離は解消されていること、今年度はすべてのランクで目安額は50円であることを説明させていただきました。

生活保護と最低賃金につきましては、本年度中賃第2回目安小委員会で資料が示されております。資料No.1とNo.2をご覧ください。

岡山県の生活保護と最低賃金について、改めて最新の比較データに基づいた再計算の結果を基にご説明いたします。専門部会の資料No.1として準備しております「岡山県の生活保護と最低賃金について（令和4年度データに基づく比較）」をご覧ください。

生活保護との比較には、令和5年10月1日発効の岡山県最低賃金932円を基にしております。一方、生活保護の比較対象者は、18～19歳の単身世帯者とし、対象年度は令和4年度です。

令和4年度の生活保護は、生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の岡山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額99,532円となっております。

最低賃金の生活保護に係る整合性についてですが、令和5年10月1日発効の岡山県最低賃金932円の1箇月の換算額は、下段（註）のところを見ていただきたいのですが、岡山県最低賃金932円に1箇月平均法定労働時間数の173.8時間を乗じ、可処分所得の総所得に対する比率0.807を乗じた金額130,719円となります。先ほどの生活扶助基準99,532円と比較すると、岡山県最低賃金が生活保護費を下回っているとは認められませんでした。

全国の状況につきましては、資料No.2として都道府県別の比較表を用意しています。最初の折れ線グラフは令和4年度の生活保護と最低賃金で比較したもの、2枚目の折れ線グラフは令和4年度の生活保護と令和5年度の最低賃金で比較したグラフです。

最後のページは、47都道府県について、最新の乖離額を示すとともに、その乖離額の変動について分析したものです。列Cの額は、2ページのグラフでお示した乖離額を時間額に換算したものです。マイナスは、最低賃金額が生活保護水準を上回っていることを示しています。

審議の参考としてください。

片山部会長

ただ今の説明について何かございますでしょうか。

(特になし)

片山部会長 それでは、岡山県最低賃金は生活保護水準を下回っていないことを確認します。

片山部会長 次の議題「(4) 今後の審議の進め方について」ですが、岡山地方最低賃金審議会専門部会運営規程に基づいて進めることといたします。

金額審議に際しては、中賃の目安答申を踏まえ、労働者の生計費、労働者の賃金水準、通常の仕事の賃金支払能力、この3点を総合的に考慮して、さらに、諮問文にありますように、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」などへの配慮、及び、県内の企業活動と労働者の実情を十分踏まえて改正決定に向けて今後の審議に臨みたいと思います。

皆さんの御意見がございましたらお願いします。

(特になし)

片山部会長 それでは、次回は本年度の審議に臨むに当たっての労使それぞれの基本的な考え方、具体的な金額提示、この2点をお願いしたいと考えていますので、御準備をお願いいたします。

なお、次回以降の専門部会の審議は、各委員の忌憚のない御意見をいただく必要があると考えておりますので、非公開といたします。

次に、議題「(5) 今後の審議日程について」、事務局から説明をお願いいたします。

木村監察官 今後の審議日程についてですが、今回を含めまして4回、ないし5回の専門部会を予定させていただいております。会場の確保等もありますので、委員の皆様と別途調整させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

片山部会長 今の説明について、何かございますでしょうか。

(特になし)

片山部会長 次に議題(6)「その他」について、事務局から何かありますか。

木村監察官 特にございません。

片山部会長

ほかに何か委員の皆様からありますか。

片山部会長

それでは、これもちまして第1回岡山県最低賃金専門部会
を終わります。